

令和四年政令第三百七十二号

溶融亜鉛めっき鉄線に対して課する不当廉
売関税に関する政令

内閣は、関稅定率法（明治四十三年法律第五
十四号）第八條第一項及び第三十二項の規定に基
き、この政令を制定する。

（課税物件）

第一条 第一号に掲げる貨物であつて、第二号に
掲げる国を原産地とするもののうち、第三号に
掲げる期間内に輸入されるもの（以下「特定貨
物」という。）には、關稅定率法（以下「法」
という。）第八條第一項の規定により、不当廉
売関税を課する。

一 次のイ又はロに掲げる物品（電氣めっきに
よる工程を経て製造したものである旨が經濟
産業省令で定めるところにより經濟産業大臣
の發給する證明書により証明され、かつ、当
該證明書が財務省令で定めるところにより税
関長に提出されたものを除く。第三條第一項
及び第二項において「溶融亜鉛めっき鉄線」
と總稱する。）

イ 法の別表第七二七・二〇号に掲げる物
品のうち次のいずれにも該当するもの

(1) 炭素の含有量が全重量の〇・二五パー
セント未満のもの

(2) 横断面の最大寸法が一・五ミリメート
ルを超えるもの

(3) 法の別表第七九類の号注1（a）の亜
鉛（合金を除く。）をめっきしたもの

(4) 横断面が円形又はだ円形のもの

ロ 法の別表第七二九・九〇号に掲げる物
品のうち次のいずれにも該当するもの

(1) ほう素の含有量が全重量の〇・〇〇〇
八パーセント以上〇・〇〇七パーセント
以下のもの

(2) 法の別表第七二類の注1（f）に掲げ
るほう素以外の元素の含有量が全重量に
対してそれぞれ同表第七二類の注1
（f）に掲げる割合未満のもの

(3) 炭素の含有量が全重量の〇・二五パー
セント未満のもの

(4) 横断面の最大寸法が一・五ミリメート
ルを超えるもの

(5) 法の別表第七九類の号注1（a）の亜
鉛（合金を除く。）をめっきしたもの

(6) 横断面が円形又はだ円形のもの

二 大韓民国又は中華人民共和国（香港地域及
びマカオ地域を除く。次条及び第三條第二項
において「中国」という。）

三 この政令の施行の日から令和九年十二月七
日までの期間

2 この政令における原産地については、關稅法
施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第四條
の二第四項に定めるところによる。

（税率）

第二条 特定貨物に課する不当廉売関税の税率
は、大韓民国を原産地とするものにあつては二
十四・五パーセント（韓國線材（HANKU
K STEEL WIRE CO., LTD.）
により生産された特定貨物にあつては、九・八
パーセント）、中国を原産地とするものにあつ
ては四十一・七パーセント（ベカルト（青島）
鋼線產品有限公司（BEKAERT（QING
DAO）WIRE PRODUCTS CO.
LTD.）により生産された特定貨物にあつて
は、二十六・五パーセント）とする。

（提出書類）

第三条 税関長は、溶融亜鉛めっき鉄線又は保稅
工場若しくは総合保稅地域において行われた溶
融亜鉛めっき鉄線を原料の一部とする製造によ
る製品である外国貨物を輸入しようとする者に
對し、当該溶融亜鉛めっき鉄線の原産地を証明
した書類を提出させることができる。

2 大韓民国若しくは中国を原産地とする溶融亜
鉛めっき鉄線又は保稅工場若しくは総合保稅地
域において行われた大韓民国若しくは中国を原
産地とする溶融亜鉛めっき鉄線を原料の一部と
する製造による製品である外国貨物を輸入しよ
うとする者は、当該溶融亜鉛めっき鉄線の生産
者の作成した当該溶融亜鉛めっき鉄線の生産を
証する書類その他税率の適用のために必要な書
類を税関長に提出しなければならない。

3 關稅法施行令第六十一條第二項及び第三項の
規定は第一項の書類について、關稅暫定措置法
施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十
八條の規定は前二項の書類について、それぞれ
準用する。この場合において、關稅法施行令第
六十一條第二項中「同号の便益を受けようとし
る」とあるのは「その証明に係る」と、關稅暫
定措置法施行令第二十八條中「前條第一項」と
あるのは「溶融亜鉛めっき鉄線に對して課する

不当廉売関税に関する政令第三條第一項又は第
二項」と、「蔵入れ申請等がされる物品につい
ては、当該蔵入れ申請等。以下この章において
同じ」とあるのは「当該証明に係る物品につい
て蔵入れ申請等がされる場合（以下この条にお
いて「蔵入れ申請等の場合」という。）にあつ
ては当該蔵入れ申請等とし、当該証明に係る物
品が特例申告に係る貨物である場合（蔵入れ申
請等の場合を除く。）にあつては当該特例申告
とする」と読み替えるものとする。

（關稅法の適用）

第四条 特定貨物に課する不当廉売関税及び法の
別表の税率（条約中に關稅について特別の規定
があり当該特別の規定の適用がある場合にあつ
ては、当該特別の規定による税率とする。）に
よる關稅については、それぞれ別個の關稅とし
て關稅法（昭和二十九年法律第六十一号）第二
章の規定を適用する。

（還付の計算期間等）

第五条 特定貨物に係る第一條の規定により課さ
れる不当廉売関税の法第八條第三十二項の規定
による還付の請求は、毎年十二月一日から翌年
十一月三十日までの期間（以下この条において
「計算期間」という。）ごとに、当該計算期間内
に輸入された特定貨物に係る同項に規定する要
還付額に相当する額について、しなければならない。

附 則 抄

1 （施行期日）
この政令は、公布の日の翌日から施行する。